

業務指示書

Bangladesh 国災害リスク管理能力強化事業に係る技術支援【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年6月22日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 江尻 幸彦 Ejiri.Yukihiko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年6月27日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

() 法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ） 全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○） 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○） 業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ） 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ） 外国籍人材の活用を認めます。

（○） 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ） 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：災害リスク管理能力強化に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。

なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／防災計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：防災インフラ計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 防災行政】

- 1) 類似業務の経験：防災行政に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年7月8日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター (Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.432300 円 , US\$1 = 110.3330 円 , EUR1 = 122.60000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～
 (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム
 ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
 注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)
 インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。
 注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
 - c) 電話会議
 上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/防災計画
 防災行政

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.95 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年8月15日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
 バングラデシュ国災害リスク管理能力強化事業に係る技術支援【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／防災計画	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 防災行政	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

バングラデシュは、20世紀後半の自然災害による総死者数が70万人以上と世界最多であり、過去10年の被災者の累計が7500万人を越すなど、世界で最も災害に脆弱な国の一つとされている。特に地形的な要因が大きく、国土の約9割が標高10m以下の低平地である世界最大規模のデルタ地帯に位置しており、雨季には国土の約20%が浸水し、沿岸部ではサイクロンが毎年のように来襲する。

バングラデシュ政府は、国家開発戦略の最上位に位置づけられる第7次5か年計画(2016～2020)において、「災害対策」を重点分野の一つと位置づけ、被災リスクの更なる軽減や災害時の対応能力の強化を図るとしている。これまでに「国家災害管理法(2012)」を始めとして、「国家災害管理政策(2015)」、「国家災害管理計画(2010)」、「気候変動戦略・活動計画(2009)」、「災害管理業務規程(2015)」等、防災分野全体の政策や上位計画の整備が着実に進められている。他方で、依然として年平均500～600億円にも及ぶ自然災害による経済損失が生じており、近年着実に成長を続けるバングラデシュ経済を安定的に支えるためには、効果的な防災体制を構築することで、自然災害への強靱性を確保し、住民の安全な生活環境を実現する必要がある。

かかる状況のもと、2015年3月の国連世界防災会議で、2030年までの防災分野での指針となる仙台フレームワークが合意され、そこで示された優先的取組み(防災の主流化や事前の防災投資等)の実現に向けた協力として、同国政府から我が国政府に対し、円借款による「災害リスク管理能力強化事業」が要請された。それを踏まえ、JICAは2015年4月～2016年5月まで防災救援省(Ministry of Disaster Management and Relief、以下「MoDMR」)を責任機関、防災局(Department of Disaster Management、以下「DDM」)、地方行政技術局(Local Government Engineering Department、以下「LGED」)、水資源開発庁(Bangladesh Water Development Board、以下「BWDB」)等を実施機関とし、①災害リスク削減の体制強化、②災害応急対応の体制強化、③被災後の迅速且つ効果的な復旧・復興の体制強化、の3コンポーネントからなる協力に係る「災害リスク管理能力強化事業準備調査」(以下、「準備調査」とする)を実施した。

このうち、①の災害リスク削減の体制強化は、災害後数年経っても十分な復旧がなされず、地域の災害リスクの増大をもたらしているインフラの復旧及び復興を行い、災害への予防的対策を実施するものである。しかしながら、現状は、BWDB及びLGED等の技術官庁がそれぞれ独自に事業を計画しているため、必ずしも効率的なインフラ復旧及び復興が行われていないことが「準備調査」の結果明らかになった。このため、地域ごと

の災害特性を念頭におき、インフラ整備を担当する BWDB 及び LGED 等の技術官庁と防災政策立案を担う MoDMR 及び DDM が相互に調整して、事業の計画を立案し、実施することが求められている。

このような現状・課題から、本協力は、「準備調査」で検討された、災害リスク評価に基づく災害高リスク地域への防災インフラ復旧・復興事業の的確な実施に向け、省庁間調整枠組みの構築及びインフラの復旧・復興計画の作成等の技術支援を行うものである。

2. 事業の概要

円借款要請のあった事業の概要は以下のとおりであるが、本業務は、このうち下記(3)の1)について技術支援を実施するものである。

(1) 事業の名称

災害リスク管理能力強化事業 (Disaster Risk Management Enhancement Project)

(2) 事業の目的

頻発する自然災害に脆弱なバングラデシュにおいて、自然災害で被災したインフラの復旧・復興、情報伝達機器や救援用機材の整備、災害復旧・復興の仕組みの構築及び運用支援を行うことにより、政府の総合的な災害リスク管理能力の強化を図り、もって災害に強靱な社会の構築に寄与するもの。

(3) 事業内容

- 1) 災害リスク削減の体制強化：災害後の不十分な復旧に伴って周辺地域の災害リスク増大をもたらしている堤防、橋、道路等生活インフラの復旧・復興
- 2) 災害応急対応の体制強化：住民避難、災害時被害状況把握、災害救援体制強化に資する無線通信装置、通信移動無線車等の機材整備
- 3) 被災後の迅速且つ効果的な復旧・復興の体制強化：災害後、迅速に本格的な復旧・復興が可能となるための仕組み構築及びその活用による堤防、橋、道路その他公共インフラの迅速な復旧・復興
- 4) コンサルティング・サービス：インフラ復旧・復興及び機材調達にかかる詳細設計、入札補助、施工監理、防災関連省庁間の調整等

(4) 対象地域

バングラデシュ全土

なお、本業務の技術支援対象である上記(3)1)の「災害リスク削減の体制強化」の対象地は、沿岸部19県(Barisal, Bagerhat, Satkhira, Bhola, Pirojpur, Patuakhali, Cox Bazar, Khulna, Barguna, Jhalokati, Chittagong, Noakhali, Feni, Lakshmipur, Chandpur, Shariatpur, Madaripur, Gopalganj, Faridpur)を対象とする。

(5) 関係官庁・機関

1) 責任機関：

防災救援省(Ministry of Disaster Management and Relief: MoDMR)

2) 実施機関：

防災局(Department of Disaster Management: DDM)

地方行政技術局(Local Government Engineering Department: LGED)

水開発庁(Bangladesh Water Development Board: BWDB)

消防市民防衛局(Fire Service and Civil Defense : FSCD)

なお、消防市民防衛局は上記(3)2)の「被災後の迅速且つ効果的な復旧・復興の体制強化」に係る実施機関であり、本業務には関与しない。

3. 業務の目的

本業務は、関係機関(MoDMR、DDM、LGED、BWDB)に対して、バングラデシュ沿岸部の19県を対象とした堤防、道路、橋梁等の防災インフラの復旧・復興を効果的に実施するための、優先事業選定基準の策定、優先事業の選定審査、優先事業の計画策定等を通じて、省庁間連携に係る関係機関の能力強化、及び復旧・復興に係る包括的体制の強化を図ることを目的とする。

4. 業務の範囲

コンサルタントは、「2. 事業の概要」で示された案件について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書を作成するものである。

5. 業務方針及び留意事項

(1) Project Coordination & Monitoring Unit を通じた省庁間連携体制構築支援

「準備調査」では、Project Coordination & Monitoring Unit、以下「PCMU」を設置し、優先事業選定基準作成やそれに基づく事業の審査等を行う計画となっている。また、PCMU の議長は MoDMR の次官補、メンバーは各実施機関の責任者となる予定である。この PCMU の活動支援を通じ省庁間連携体制の強化を図る予定であり、PCMU による優先事業の合同レビューや優先事業の最終化等にあたっては、この連携体制の強化との観点から、責任機関及び各実施機関の特徴や体制を踏まえた検討が必要である。

(2) 優先事業選定基準

1) 客観的な優先事業選定基準

「準備調査」では、過去の災害による被災状況、施メンテナンスの容易さ、費用便益等の LGED, BWDB の共通事項のほか、LGED は道路、橋梁等の生活インフラを担当する機関であることから、被災時の応急対応等の迅速な実施の観点から、BWDB は堤防等の水関連インフラを担当する機関であることから減災、予防の観点から選定基準（案）を設定している。本優先事業選定基準はこれらの2機関間での事業の優先順位の検討に活用されることが想定され、客観的な基準とすることが求められる。

2) 地域の防災力強化に資する選定基準

本業務で選定する優先事業は災害リスクの高い地域での防災事業であり、施設の種類毎の選定基準とあわせ、各地域特性に応じた災害リスク等を踏まえた選定基準を検討することが必要である。

(3) 他の防災対策事業への活用

本業務で作成する優先事業選定基準や優先事業選定プロセス等は、「準備調査」で検討した我が国の協力だけではなく、バングラデシュ政府の予算による他の防災対策事業にも活用されることが期待される。このため、バングラデシュの現在の現地調査実施方法や関係機関間の調整の枠組み等の既存の事業選定プロセスを踏まえ、同国が他の防災対策事業にも活用できる選定基準及びプロセスとすることが必要である。

(4) JICA の他事業、専門家との連携

JICA によるこれまでの調査等の成果を活用するとともに、派遣中の統合的水資源

管理アドバイザー（BWDB 配属）、農村インフラ開発アドバイザー（LGED 配属）、防災セクター調整アドバイザー（DDM 配属）、実施中の「持続的な水関連インフラ整備に係る能力向上プロジェクト」（2013年9月～2016年9月）、「高潮・洪水被害の防止軽減技術の研究開発プロジェクト」（2014年4月～2019年3月）、等の防災セクター関係者とも十分協議・連携し、効果的・効率的な支援を実施すること。

6. 業務の内容

コンサルタントは、「3. 業務の目的」、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえ、以下の業務を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

「準備調査」報告書、並びに参考資料を踏まえ、インセプション・レポート（案）を作成する。これをもとに、関係機関と協議、意見交換し、その修正版を作成し、プロジェクト開始後1か月半以内を目途にインセプション・レポートとして取りまとめ、提出する。

(2) 各実施機関の事業実施体制の確認

各実施機関及び対象地域である南部19県の自治体等の防災関連事業実施体制（組織、予算、人員）、防災関連事業実施時の実施機関間の連携状況等を確認する。

(3) 「準備調査」の選定基準（案）の改定

「準備調査」で作成した優先事業の選定基準案をレビューし、必要に応じて対象地域の現地踏査を実施し、選定基準改定案を作成する。なお、本選定基準改定案は、バン格拉デシュ関係機関間で設置される省庁間調整枠組みである PCMU で協議され、Project Steering Committee にて承認される予定であり、これらの枠組みでの検討を支援する。

(4) BWDB 及び LGED の事業選定支援

2016年の雨季（6月～10月）の被災状況等を踏まえ、上記（3）で改定された選定基準に基づき、BWDB 及び LGED と協議を実施することにより、「準備調査」で選定された優先事業の更新を行う。この更新にあたっては、選定基準に基づく評価結果及び選定経緯を整理する。なお、この時点での優先事業数は、BWDB が20件程度、LGED が25件

程度を想定している。この更新された優先事業に関し、設計基本方針を検討するとともに、LGED 及び BWDB の設計単価や類似事業の事業費等による事業費の概算を行う。

(5) 選定された優先事業の合同レビュー支援

PCMU による合同の現地調査を計画・実施し、上記(4)で選定された優先事業の合同レビューを支援する。この合同レビューでは、現地調査での当該地域の自治体との協議結果、選定された優先事業の現状の確認、事業実施時の課題の検討等を行う。なお、合同現地調査を実施しない地域についても、防災局等による地元地方自治体へのヒアリング等を通じて、同様の合同レビューを支援する。

なお、合同現地調査は事業対象 19 県のうち、8 県程度で実施することを想定している。また、本合同レビュー結果は Project Steering Committee で最終承認される予定であり、この枠組みでの承認を支援する。

(6) 優先事業の事業基本計画の作成

上合同レビューで最終化された優先事業の事業基本計画を作成するとともに事業費を概算する。なお、本事業基本計画及び事業費概算は、バングラデシュにおいて事業を実施する際に必要となる、DPP (Development Project Proposal) 作成のためのものであり、この内容を踏まえ位置図、平面図、断面図、実施スケジュール等の必要な資料を作成する。なお、本事業基本計画の作成は上記(4)から絞り込みを行った結果として、BWDB が 15 件程度、LGED が 20 件程度を対象となる予定である。また、本基本計画の作成にあたっては、現地リソースの有効活用等、効率的な業務実施を検討すること。

(7) 環境社会影響の確認

環境保全法 (The Environmental Conservation Act, 1997) において、初期環境影響調査 (Initial Environmental Examination) が必要となる事業については、IEE を実施し、IEE 報告書を事業実施機関 (LGED, BWDB) 作成する。なお、本業務については、再委託を認めることとする。

(8) 今後の防災事業計画立案、省庁間調整メカニズム構築に関する提言

本業務での優先事業選定プロセスをレビューし、基準設定の考え方や客観的な審査方法、合同レビューの実施方法、地域特性の考慮方法等を取りまとめた防災優先事業選定指針を作成する。また、本業務を通して得られた教訓や明確になった課題を踏ま

え、2. (3) 3) の「被災後の迅速且つ効果的な復旧・復興の体制強化」への提言及び、今後の防災事業計画立案、省庁間調整メカニズム構築に関する提言を Project Steering Committee に行う。

7. 成果品等

(1) 報告書

本業務の各段階において作成・提出される報告書等は以下のとおり。なお、最終成果品は3) ファイナル・レポート (Final Report) とし、その提出期限は 2017 年 3 月 15 日とする。

1) インセプション・レポート (Inception Report)

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載する通り。

提出時期：契約日から起算して 30 営業日以内

部 数：英文 8 部

2) ファイナル・レポート案 (Draft Final Report)

記載事項：業務結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2017 年 2 月下旬

部 数：英文 8 部

3) ファイナル・レポート (Final Report)

記載事項：業務結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2017 年 3 月中旬

部 数：英文 8 部、電子ファイル (CD-ROM 3 部)

(2) 報告書の作成・印刷仕様

すべての報告書の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。なお、仕様の詳細は JICA の指示に従うものとする。

(3) 技術支援成果品

「防災優先事業選定指針」を技術支援成果品とし、業務完了報告書に添付して提出すること。

(4) 収集資料

本件業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で業務終了後 JICA に提出する。

(5) その他提出物

1) 議事録等

先方政府との面談及び各報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA バングラデシュ事務所及び JICA 調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 日程度以内に JICA に提出すること。

2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

3) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICA が必要と認め報告を求めたものについて提示する。

(6) その他、業務報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各報告書の目次は事前に JICA に相談の上決定し、また内容についても、事前に JICA に提出し承諾を得て、ドラフトレポートをバングラデシュ国政府側へ提出、コメントを反映したのち、レポートを提出すること。
- 3) 各報告書表紙の裏面には、業務時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 4) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 5) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第 3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2016年8月上旬より業務を開始し、各現地派遣期間後に業務報告書を作成・提出する。2017年3月下旬までに業務報告書を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

合計17.97M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。

- 1) 総括/防災計画 (2号)
- 2) 防災行政 (3号)
- 3) 河川構造物計画
- 4) 道路計画
- 5) 橋梁計画
- 6) 環境社会配慮

3. 参考資料

- (1) 「災害リスク管理能力強化事業準備調査」最終報告書 (英文 (簡易製本版))
(2016年5月) (JICAより報告書データを配布予定)
- (2) 「バングラデシュ国 サイクロン災害復興支援ニーズアセスメント調査報告書」(2008年2月) (JICA図書館Webサイトより閲覧可能)
- (3) 「バングラデシュ国 防災セクター協力準備調査 (プログラム形成) 報告書」
(2010年7月) (JICA図書館Webサイトより閲覧可能)
- (4) 「バングラデシュ国 災害対策協力プログラム準備調査最終調査報告書」
(2012年7月) (JICA図書館Webサイトより閲覧可能)
- (5) 「バングラデシュ国 サイクロン常襲地における災害耐性強化に係る情報収集・確認調査報告書」(2012年8月) (JICA図書館Webサイトより閲覧可能)
- (6) 「バングラデシュ国 沿岸部における早期予警報及び防災情報伝達システムに係る情報収集・確認調査報告書」(2013年8月) (JICA図書館Webサイトより閲覧可能)

4. 現地再委託

IEE の実施、簡易住民移転計画案の策定については、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める。現段階では IEE を 3 件実施、簡易住民移転計画案は実施しないものとし、必要経費を本見積りに含めること。なお、この件数以上の IEE および簡易住民移転計画案の策定が必要となった場合は、契約変更で対応することとする。

現地再委託契約にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務の遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

5. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

6. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあつては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上